

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年3月町田市条例第6号）

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号）に基づく情報公開制度及び<u>町田市個人情報保護法施行条例（令和 年 月町田市条例第 号）</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について実施機関（町田市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ調査審議し、答申する。</u></p> <p>2 <u>審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用について、必要があると認めるときは、実施機関に意見を述べることができる。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>審議会は、委員9人以内をもって組織する。</u></p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号）に基づく情報公開制度及び<u>町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>審議会は、個人情報保護条例の規定によりその権限に属するとされた事項のほか、次に掲げる事項について実施機関の諮問に応じ審議し、答申する。</u></p> <p><u>(1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項</u></p> <p><u>(2) コンピュータ（市が管理するものに限る。以下同じ。）の管理、運用に関する基本方針及び基本計画</u></p> <p>2 <u>審議会は、次に掲げる事項について実施機関に意見を述べることができる。</u></p> <p><u>(1) 情報公開制度、個人情報保護制度及びコンピュータの運用に関する重要事項</u></p> <p><u>(2) 前号に係る情報の管理に関する重要事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>審議会は、次に掲げる者につき市長が委嘱する委員15名以内で組織する。</u></p> <p><u>(1) 市民（市内に住所を有する者に限る。）並びに市内の地域団体及びその他の団体の</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験を有する者 5人以内</u> <u>(2) 公募による市民 4人以内</u> <u>(任期)</u></p> <p><u>第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>(会長)</p> <p><u>第5条 略</u> (会議の公開)</p> <p><u>第6条 略</u> (守秘義務)</p> <p><u>第7条 略</u> (委任)</p> <p><u>第8条 略</u> (罰則)</p> <p><u>第9条 第7条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> | <p><u>代表 10名以内</u></p> <p><u>(2) 学識経験者 5名以内</u></p> <p>2 <u>委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長)</p> <p><u>第4条 略</u> (会議の公開)</p> <p><u>第5条 略</u> (守秘義務)</p> <p><u>第6条 略</u> (委任)</p> <p><u>第7条 略</u> (罰則)</p> <p><u>第8条 第6条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> |
|--|--|

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。